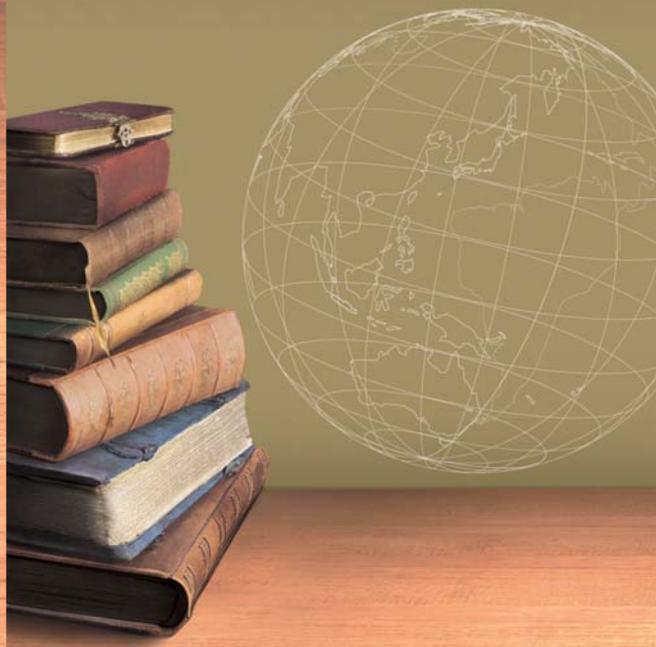


# 世界物価連動国債ファンド

追加型投信／海外／債券

## 愛称：物価の優等生

[ 投資信託説明書(交付目論見書) | 2017.3.11 ]



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年4回	グローバル(日本を除く)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「世界物価連動国債ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月10日に関東財務局長に提出しており、平成29年3月11日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

### 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

#### T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日:1980年12月19日 資本金:11億円  
(資本金、運用純資産総額は2016年12月末日現在)

<照会先>

電話番号:03-6722-4810 インターネットホームページ:<http://www.tdasset.co.jp/>  
(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第357号  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:10,210億円

### 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

#### 三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。



## ファンドの特色

### ● 信用力の高い世界の物価連動国債に投資します(日本を除く)。

- 物価連動国債は「国債」です。
- ファンドは、外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」を通じて、主として日本を除く世界の物価連動国債に投資を行います。

### ● 物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます。

- 物価連動国債とは、物価に連動して元本・利息が増減する国債です。

### ● 原則として、毎決算時(3ヵ月毎)に収益の分配を行います。

- 3・6・9・12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

### ● 原則として為替ヘッジは行いません。

- 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

### ● バンガード社が外国投資信託の運用を担当します。

- 「グローバルインフレ連動国債ファンド」の運用は、世界有数の運用会社である、ザ・バンガード・グループの一員バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社が行います。

#### ザ・バンガード・グループとは

米国ペンシルバニア州バレーフォージに本社を持つ1975年に設立された運用会社です。現在では総資産約3.9兆ドル(約458兆円)と世界有数の運用資産規模を有しています。1976年、業界初の公募インデックスファンドの運用を開始し、現在のインデックス運用資産は総額約2.8兆ドル(約330兆円)です。同社はインデックス運用のエキスパートとして、世界でその実績を認められています。(2016年12月末日現在、1ドル116.49円で換算)

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

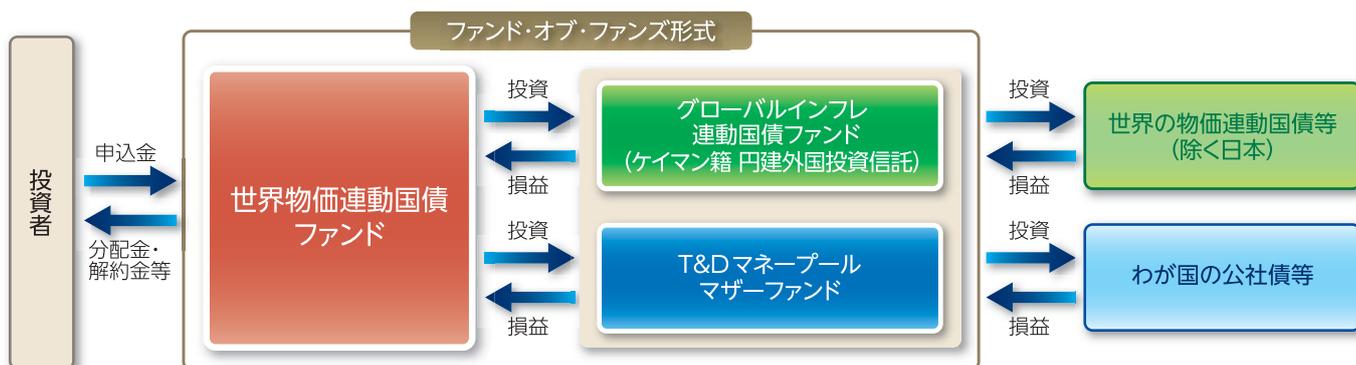


## ファンドのしくみ

● **ファンドは、外国投資信託であるグローバルインフレ連動国債ファンドおよび国内投資信託であるT&Dマネープールマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。**

・外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。

・当該外国投資信託は、ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス(除く日本)(円ベース、ヘッジなし)に採用されている国が発行する物価連動国債を主要投資対象とし、原則として同インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。



## 信用力の高い世界の物価連動国債に投資します(日本を除く)

● **物価連動国債は「国債」です。したがって、発行国の信用力からくるメリットを享受できます。**

● **主要先進国が発行する物価連動国債は一般的に信用力が高いとされています。**

ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス採用基準 (2016年12月末日現在)

### 代表的な信用格付の例



信用格付とは債券を発行する国の信用度合を表したものです。インデックスの採用基準概要は下記のとおりです。

G7ならびにユーロ圏市場: BBB-/Baa3以上

その他の市場: AA-/Aa3以上

S&P、ムーディーズ、フィッチの自国通貨建長期国債格付のうち、中位の信用格付を基準とします。

### インデックス採用国

自国通貨建長期国債格付 (S&P、ムーディーズ、フィッチのうち、 中位の信用格付を記載)	
アメリカ	AAA
イギリス	AA
フランス	AA
スウェーデン	AAA
カナダ	AAA
オーストラリア	AAA
ドイツ	AAA
ニュージーランド	AA+
デンマーク	AAA
イタリア	BBB
スペイン	BBB+

11カ国(2016年12月末日現在)

※記載のデータは過去のものであり、将来を示唆・保証するものではありません。

※ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。なお、同指数の公表、採用国およびその基準等については今後予告なく中止、変更される可能性があります。

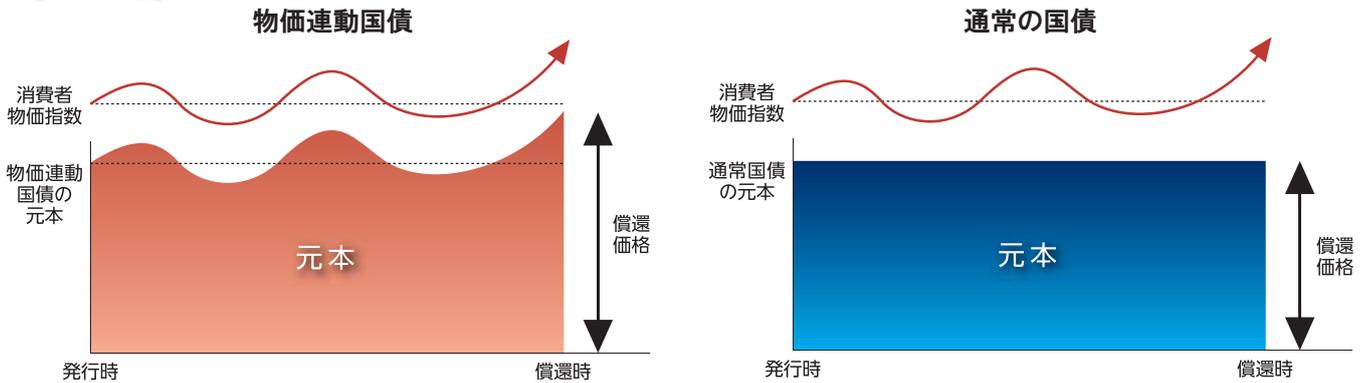
## 物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます

- 債券を発行している国の物価※が上昇(下落)した分、元本が増加(減少)する国債です。
- 物価が上昇した場合、元本の増加を発行国が保証します。

※物価とは各国が発表する、主として消費者物価指数(CPI)を指します。

### 物価連動国債のしくみ

【イメージ図】



- ・物価の動きに合わせて元本が増減します。
- ・発行時から償還時までの物価の変動率(累計インフレ率)がマイナスとなった場合元本は発行時を下回ります。ただし償還時には物価連動国債の元本保証を行っている国があります。
- ・利率(クーポン)は一定ですので利息額は元本の増減に応じて変動します。

- ・元本は償還時まで一定です。

※表記の元本はあくまで債券の額面価格であり、期中の債券価格とは異なります。

※上図は消費者物価指数(CPI)の変化による元本の変動の仕組みを表したものであり、値動きを示したものではありません。また将来の受取額を示唆・保証するものではありません。

## 主な投資制限

### 株式への投資割合

株式への投資は行いません。

### 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

### 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

### デリバティブの使用

有価証券先物取引等を行いません。

## 分配方針

毎決算時(3月、6月、9月、12月の各10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

# 追加的記載事項

## 投資する投資信託証券の概要

ファンド名	グローバルインフレ連動国債ファンド
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建
設定日	2005年3月1日
運用基本方針	ブルームバーグ・バークレイズ世界物価連動国債インデックス(除く日本)(円ベース、ヘッジなし)に採用されている国が発行する物価連動国債を主要投資対象とし、原則として同インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	アメリカ・イギリス・フランス・スウェーデン・カナダ・オーストラリア・ドイツ・ニュージーランド・デンマーク・イタリア・スペインが発行する物価連動国債を主要投資対象とします。
主な投資制限	原則として為替ヘッジは行いません。
分配方針	原則として、3ヵ月毎に利子・配当等収益および売却益を原資として配当を行います。
決算日	11月末日
信託報酬等	運用報酬 純資産総額の年0.22%以下 管理報酬 純資産総額の年0.10%程度 信託報酬等合計 純資産総額の年0.32%程度 *上記報酬は資産規模等により変動します。 *上記管理報酬には保管費用等を含みます。申込手数料はありません。
投資顧問会社	バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社

ファンド名	T&Dマネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年2月28日
運用基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありませぬ。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

※各概要は、2016年12月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

# 投資リスク



## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

物 価 変 動 リ ス ク	一般に物価が下落した場合は、物価連動国債の元本や利払い額が減少するため、物価連動国債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
債 券 価 格 変 動 リ ス ク	債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。



## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 分配金に関する留意点
  - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。



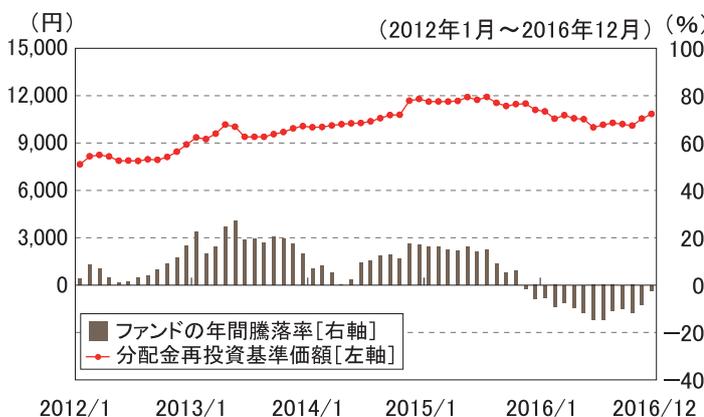
## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

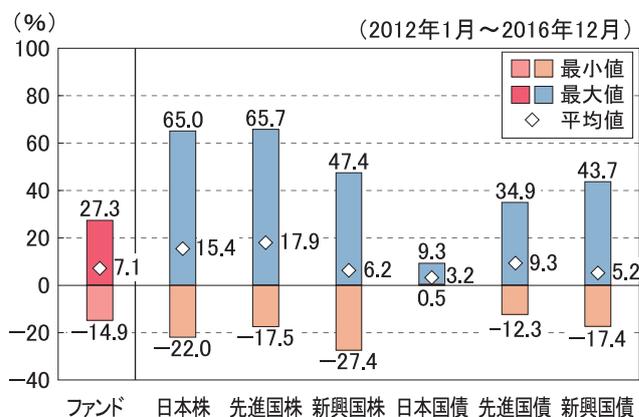
## 《参考情報》

### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- \* 右のグラフは、2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- \* 上記の騰落率は2016年12月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

#### ○各資産クラスの指数

- 日本株・・・ 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・ MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・ MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・ NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・ シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・ JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

\* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

#### ●指数に関して

##### ○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

###### 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

###### MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

###### MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

###### NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

###### シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、シティグループ・インデックス LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・インデックス LLC に帰属します。

###### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。  
 ※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2016年12月	30円
2016年 9月	30円
2016年 6月	30円
2016年 3月	30円
2015年12月	30円
<b>直近1年間累計</b>	<b>120円</b>
<b>設定来累計</b>	<b>2,960円</b>

## 主要な資産の状況

### ●投資比率

グローバルインフレ連動国債ファンド	95.1%
T&Dマネープールマザーファンド	2.8%
現金・預金等	2.1%
<b>合計</b>	<b>100.0%</b>

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

### ●グローバルインフレ連動国債ファンドにおける運用状況(現地月末基準)

#### <組入上位銘柄>

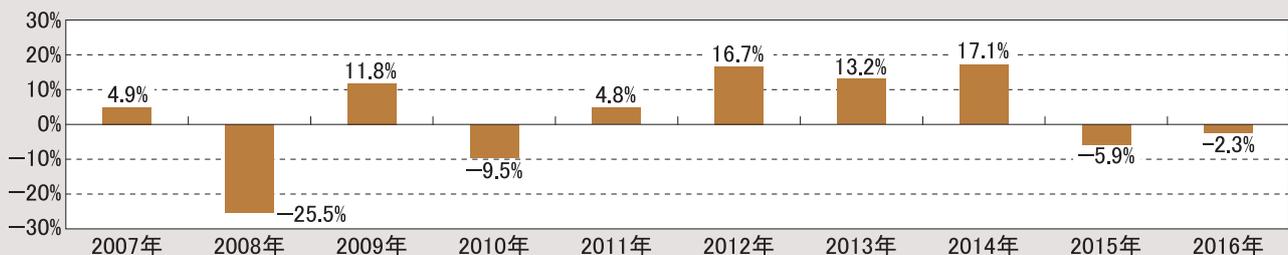
銘柄名(銘柄数 122)	年利率	償還日	信用格付	比率
アメリカ物価連動国債	2.375%	2025/1/15	AAA	3.0%
アメリカ物価連動国債	0.625%	2021/7/15	AAA	2.9%
アメリカ物価連動国債	0.125%	2022/7/15	AAA	2.8%
アメリカ物価連動国債	1.125%	2021/1/15	AAA	2.3%
アメリカ物価連動国債	0.625%	2024/1/15	AAA	2.2%
アメリカ物価連動国債	3.625%	2028/4/15	AAA	2.2%
アメリカ物価連動国債	0.625%	2026/1/15	AAA	2.1%
イギリス物価連動国債	1.250%	2055/11/22	AA	2.0%
アメリカ物価連動国債	2.125%	2041/2/15	AAA	2.0%
イギリス物価連動国債	1.250%	2027/11/22	AA	2.0%

#### <国別組入比率>

国	比率
アメリカ	46.3%
イギリス	29.1%
フランス	9.4%
イタリア	5.9%
ドイツ	3.2%
カナダ	2.1%
オーストラリア	1.1%
スペイン	1.1%
スウェーデン	0.9%
ニュージーランド	0.4%
デンマーク	0.2%

※上記のデータは管理会社であるBBH(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン)からのデータを使用しております。  
 また、各比率は「グローバルインフレ連動国債ファンド」の純資産総額に対する評価額の比率です。  
 ※信用格付は、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスの信用格付のうち、中位信用格付を採用。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。  
 ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

# 手続・手数料等



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	平成29年3月11日から平成30年3月9日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成17年2月28日設定)
繰上償還	投資対象とする外国投資信託が存続しなくなる場合は、繰上償還されます。また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	3月、6月、9月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.tdasset.co.jp/">http://www.tdasset.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	6月および12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。
申込不可日	下記のいずれかに該当する日には、販売会社が営業日であっても購入、換金の申込はできません。 ・ニューヨーク、ロンドン、メルボルンもしくはケイマンの各銀行または各証券取引所の休業日



## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入価額に、 <b>2.16%(税抜2.0%)を上限</b> として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、ファンドの純資産総額に<b>年0.972%(税抜0.90%)</b>の率を乗じて得た額とします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 [運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>信託報酬率</th> <th>対価の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.324% (税抜0.30%)</td> <td>委託した資金の運用等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.6048% (税抜0.56%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0432% (税抜0.04%)</td> <td>運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	信託報酬率	対価の内容	委託会社	0.324% (税抜0.30%)	委託した資金の運用等の対価	販売会社	0.6048% (税抜0.56%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	0.0432% (税抜0.04%)	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	信託報酬率	対価の内容										
	委託会社	0.324% (税抜0.30%)	委託した資金の運用等の対価										
	販売会社	0.6048% (税抜0.56%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	0.0432% (税抜0.04%)	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対し、年0.32%程度 外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。												
実質的な負担	<b>年1.292%(税抜1.22%)程度</b> ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。(投資対象ファンドの資産規模等に応じて変動します。)												
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。</li> </ul> <p>また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</p> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## ●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・税金の取扱いについては、平成28年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# T&Dアセットマネジメント